

●老齢厚生年金の支給開始年齢時点における状況確認届に関するQ & A

Q1 在職中でまだ年金をもらう予定はありません。国へ年金の請求手続きはしなくてもよいですか。

A1

特別支給の老齢厚生年金には、繰下げ制度はありません。請求を遅らせても年金額は増額されないため、支給開始年齢に到達した際には必ず国へ年金の請求手続きをお願いします。

支給開始年齢に到達すると、お勤めされていても賃金に応じて信用金庫年金から基本年金が受けられます。在職による基本年金の支給停止額は、国から提供される支給停止情報に基づき算定されますが、国への年金請求手続きを行わないと情報が提供されず年金の支給が遅くなってしまいます。

また、賃金が高く、在職老齢年金のしくみにより全額支給停止が見込まれる場合でも、請求手続きをしておくことで、賃金が下がったり、ご退職された際には自動的に支払いが行われるようになります。

Q2 状況確認届提出後に届いた「年金額改定通知書に記載されている年金額」と同封されていた「年金証書の表面の額」に相違があるのはなぜですか。

A2

状況確認届提出後に送付される年金額改定通知書には、支給開始年齢到達により変更された基本年金額のみ記載されています。一方、年金証書の表面には、信用金庫年金から受けられるすべての種類の年金額の合計額が記載されています。

なお、年金証書の裏面には年金の種類別の内訳が記載されています。